

広島県告示第千二百二十八号

令和二年広島県告示第千二百二十八号で公表した広島県資源管理方針の一部を変更したの
で次のとおり公表する。

令和六年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

変更後	変更前
広島県資源管理方針	広島県資源管理方針
第 1 ～ 第 7 (略)	第 1 ～ 第 7 (略)
第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1 － 1 まいわし太平洋系群」から「別紙 1 － <u>6</u> <u>かたくちいわし瀬戸内海系群</u>」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙 2」に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙 3 － <u>2</u> <u>さわら瀬戸内海系群</u>」から「別紙 3 － 17 ひじき広島県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1 － 1) 第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 第 2 の 1 に定める広島県まいわし漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である <u>6,229</u> 隻とする。 第 5 (略)	第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1 － 1 まいわし太平洋系群」から「別紙 1 － <u>5</u> <u>まさば及びごまさば太平洋系群</u>」までに、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は「別紙 2」に、法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙 3 － 1 <u>かたくちいわし瀬戸内海系群</u>」から「別紙 3 － 17 ひじき広島県海域」までに、それぞれ定めるものとする。 (別紙 1 － 1) 第 1 ～ 第 3 (略) 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 第 2 の 1 に定める広島県まいわし漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である <u>6,355</u> 隻とする。 第 5 (略)

(別紙 1－2)
第 1～第 3 (略)

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
第 2 の 1 に定める広島県まあじ漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 6,229 隻とする。

第 5 (略)

(別紙 1－3)～(別紙 1－5) (略)

(別紙 1－6)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 及び第 3 において同じ）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

広島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

1 月 1 日から 12 月 31 日まで（周年）

(2) 漁獲量の管理の手法等

(別紙 1－2)
第 1～第 3 (略)

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
第 2 の 1 に定める広島県まあじ漁業区分の対象となる漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去 5 年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である 6,355 隻とする。

第 5 (略)

(別紙 1－1)～(別紙 1－5) (略)

(追加)

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を広島県かたくちいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

（別紙 2） （略）

（別紙 3－1） 削除

かたくちいわし瀬戸内海系群（令和 6 年 11 月 21 日付けの資源管理基本方針で特定水産資源となり、別紙 1 へ規定）

（別紙 2） （略）

（別紙 3－1）

第 1 水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を提案された目標管理基準値案に維持することを目指す。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

広島県漁業調整規則等の公的規制を遵守させるとともに、当該

(別紙 3 - 2) ~ (別紙 3 - 17) (略)

水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3 - 2) ~ (別紙 3 - 17) (略)